

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	3-4
処分の種類	通信販売事業者等への必要措置等の指示			
根拠法令条例等・条項	特定商取引に関する法律第14条第1項、第2項、第68条 特定商取引に関する法律施行令第19条			
処分の概要	<p>知事は、通信販売において、違法及び不当な行為を行った事業者に対し、必要な措置等をとるべきことを指示することができる。</p> <p>知事は、通信販売において、違法及び不当な行為を行った通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】特定商取引に関する法律第11条、第12条、第12条の3(第5項を除く)、第12条の5、第13条第1項、第14条</p> <p>(指示)</p> <p>第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三(第五項を除く。)、第十二条の五若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供者を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供者を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一 通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>二 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供者を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供者を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一 顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供者を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p>			
基準の制定根拠	—			